

REDEE貸出利用規約

第1条（適用）

REDEE利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、EXPOCITY内Ed棟REDEE施設及び敷地内において、レッドホースコーポレーション株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する下記の施設（以下、「本施設」といいます。）を利用する者（以下、「利用者」といいます。）すべてに適用されます。本施設の貸出利用申込みは、本規約をすべて承諾したものとみなします。

- (1) メインシアター
- (2) ミニシアター
- (3) 練習スタジオ
- (4) 配信スタジオ
- (5) REDEE CAFE
- (6) REDEE全館一括貸出

第2条（営業時間及び営業日）

1. 年中無休利用可能ですが、ビル施設の整備点検などの都合により、ご利用いただけないことがあります。
2. 本施設の事務所（以下、「事務所」といいます。）の営業時間は10:00～18:00です。お問合せは、営業時間内にお問い合わせください。もしくはメールでのお問合せをお願い致します。メールアドレス： contact@redee.game

第3条（利用申込み方法）

1. ご利用の受付時間は、10:00～18:00とさせていただきます。
2. ご利用の申込みには先立ち、利用を申込みとされる方（以下、「申込者様」といいます。）は当社ホームページから**仮予約申込書**をダウンロードし、利用目的（以下、「催事」といいます。）等の必要事項を記入して事務所までお送りください。メール又は直接事務所にて承ります。
3. 仮予約申込書の内容を確認させていただき、本利用申込書及び各種書類（以下、「申込書類」といいます。）をお送り致します。必要事項をご記入のうえ、14営業日以内必着で事務所までメールまたはご郵送ください。

メールアドレス : contact@redee.game
電話番号 : 06-6155-7299
FAX : 06-6155-7198

4. 本利用申込書類到着後、申込内容に不備がないことを確認次第、当社は申込書の「当社記入欄」に確認印を押印のうえ、申込者様へメールもしくはFAXで申込書を送信致します。この時点で本施設の利用契約（以下、「本契約」といいます。）が成立します。本契約成立後、申込者様は、利用者として本施設を利用するものとします。申込書類が事務所へ届かない場合、本契約は成立せず、他の予約が優先されることがございます。
5. 予約時間の前後に本施設又はロビーへの立ち入りは出来ません。予約時間は準備及び片付けを含めてお定めください。
6. 使用時間の延長は、原則としてお受け致しかねます。催事の時間が長引く可能性をご考慮のうえ、申込み願います。但し、利用当日のスケジュールに空きがある場合に限り、当社の裁量により使用時間の延長をお受けすることがあります。延長時間に応じた利用料金を追加して請求致します。

第4条（ご予約について）

1. 申込みには仮予約（ご希望日の仮押さえ）と本利用申込み（本契約成立）との2種類がございます。本利用申込み及び仮予約は、ご利用希望日の1年前から承ります。
2. 仮予約の有効期限は、仮予約の申込日から14営業日です。有効期限内に本利用申込みがない場合、仮予約は自動的に失効致します。なお、仮予約日に他の申込者から本利用申込み

がある場合、当社は仮予約の申込者へ本利用申込みの意思確認を行います。意思の確認が取れない場合、又は連絡がつかない場合、当社は、本利用申込みを行った申込者の申込を優先致します。

第5条（利用期間及び利用料金）

1. 本規約において「利用期間」とは、原則として利用者が本契約に基づき利用する場所（以下、「利用場所」といいます。）において催事の準備を開始する時刻から、催事を終了し、原状回復の作業後、利用場所から退出を完了する時刻までの期間をいいます。複数の日にわたり利用場所を利用する場合、利用する日において催事の準備を開始する時刻から、最終日に原状回復の作業後、退出を完了する時刻までをいいます。「原状」とは、利用者が利用場所において催事の準備を開始する時刻の直前の状態とします。
2. 利用料金は、基本料金と特別料金の合計金額とし、料金表は別紙に定めるとおりとします。
3. 「基本料金」とは、1日単位もしくは時間単位で計算される利用場所の使用料金をいい、「特別料金」とは、本契約に基づき利用者が使用する、当社の機材、付帯設備の使用料等、基本料金以外の料金をいいます。
4. 利用者は、利用場所の一部を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することはできないものとします。

第6条（付帯設備の使用等）

利用者が本施設の付帯設備を使用する場合、利用開始日の14日前までに使用目的等の詳細を当社所定の書面により申告して当社に申し込むものとします。使用を許諾する付帯設備は当社が指定し、利用者は、使用方法、使用時間、使用料、支払方法、支払期日その他に関して全て当社の定めに従うものとします。

第7条（利用料金の支払方法）

1. 利用者は、所定の利用料金を当社が指定する下記の区分に従い支払うものとします。
 - (1) 本契約が利用開始日より3ヶ月以上前に成立した場合、利用料金の50%を3ヶ月前までに、残額を利用開始日の1ヶ月前までに支払うものとします。3ヶ月前までに利用料金の入金がない場合、自動的に本契約は解除するものとします。また、3ヶ月前の入金後、1ヶ月前の残金支払いがない場合も同様とし、当社が受領済みの利用料金はキャンセル料として扱い、返金は致しません。
 - (2) 本契約が利用開始日より1ヶ月以上前から3ヶ月未満前までに成立した場合、利用料金のうち60%を本契約成立の日から1週間以内に、利用開始日の1ヶ月前までに利用料金の40%を支払うものとします。
 - (3) 本契約が利用開始日より1ヶ月未満前の日に成立した場合、契約成立の日の翌日までに利用料金の全額を支払うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者は、ゴミ処理費用、追加で生じる機材代金等、利用当日にならないと確定しない料金は、利用当日から1ヶ月以内に全額を一括して支払うものとします。

第8条（利用料金不払いの場合の措置）

1. 利用者が、前条に定める1回目の支払期日に所定の利用料金を支払わなかった場合、事由の如何に拘わらず、本契約は当然にその効力を失うものとします。
2. 前項のほか、利用者が前条に定める2回目以降の支払日に所定の利用料金を支払わなかった場合、当社は、利用者に対して、何ら催告することなく直ちに本契約を解除できる。この場合、解除の通知があった時に本契約は当然に終了するものとします。
3. 前項によって本契約が終了したときの利用料金の取り扱いは、次条の定めに従うものとします。

第9条（利用者が解約を申し入れた場合の措置）

1. 本契約は、利用者より解約の申し入れがあったとき、当然に終了するものとします。当社は

違約金として、利用料金合計の全部又は一部を下記の区分に従い当然に取得し、このほか当社が被った損害を利用者に対し、請求することができるものとします。

- (1) 利用開始日より3ヶ月以上前日に契約が終了した場合、利用料金の30%相当額。
- (2) 利用開始日より1ヶ月以上 3ヶ月未満前日に本契約が終了した場合、利用料金の60%相当額。
- (3) 利用開始日より1ヶ月未満前日に本契約が終了した場合、利用料金の全額。
- (4) 利用期間中に本契約が終了した場合、利用料金の全額。

2. 前項に基づき本契約が終了した場合、当社は、受領済み利用料金から違約金の額を差し引いた残額を、本契約終了の日から日から90日以内に利用者へ返還するものとします。当社の受領済み利用料金が違約金の額に満たない場合、利用者は、不足額を同期間内に支払うものとします。

第10条（駐車場等）

1. 本施設には専用の駐車場又は駐輪場はありません。EXPOCITYの駐車場等をご利用願います。駐車場料金サービスは別途ご案内します。
2. 当社は、駐車券の販売、利用料金との一括請求、駐車場棟の予約は行いません。

第11条（喫煙）

本施設は全館禁煙です。EXPOCITYが指定する喫煙場所をご利用ください。

第12条（飲食）

1. 本施設は飲食の持込が可能であり、本施設内での飲食は可能です。なお、飲食ができない区域（以下、「禁止エリア」といいます。）がございます。禁止エリアの所在については、本施設内の掲示をご参照ください。
2. 禁止エリアにおける飲食により、本施設又は当社の機材等が破損する等、当社に損害が生じた場合、当社は利用者へ損害賠償を請求致します。
3. 利用者は、事由の如何を問わず、酒類を未成年者に提供してはなりません。

第13条（ゴミ処理について）

1. 1袋(45リットル)あたり税別700円の費用を請求いたします。

第14条（搬出入）

1. 催事の事前準備、原状回復等の為に搬出入を行う場合、利用者は「搬出入規定」に従い、7日前までに申請書を提出するものとする。
2. 利用者は、搬出入作業を「搬出入規定」に従い行うものとします。「搬出入規定」に違反した場合は本規約違反とみなします。
3. 利用者は、必要に応じて、当施設から佐川急便にて宅急便を送付することができる。

第15条（反社会的勢力排除）

1. 当社は、下記各号のいずれかに該当する者（以下、「反社会的勢力」といいます。）を排除した本施設の運営を営業方針とし、反社会的勢力に対して本施設の利用を認めません。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - (6) その他前各号に準ずるもの
2. 前項の確認の為、別紙「反社会的勢力でないこと等の誓約書」を全ての利用者様に本利用申込時にご提出いただきます。

第16条（禁止事項）

利用者は、下記各号の行為をしてはならず、また、顧客その他第三者にこれらを行わせてはなりません。

- (1) 当社の事前承諾なく本施設及びその周辺において物品の販売を行うこと
- (2) 本施設及びその周辺に危険物を持ち込むこと
- (3) 火類の使用禁止、発火物の持込使用禁止
- (4) 利用者がチケットを販売する場合、反社会的勢力にチケットを販売すること
- (5) 反社会的勢力を本施設に入場させること
- (6) 本施設内での喫煙
- (7) 指定場所以外での飲食
- (8) 未成年者の飲酒
- (9) ゴミを当社所定以外の場所に投棄するなど、施設内を不衛生な状態にすること
- (10) 騒音、振動、異臭を発生するなど近隣の迷惑となる行為をすること
- (11) 床、壁、天井、器具その他の本施設の造作又は備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊等又はこれらを汚損する行為
- (12) 暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為
- (13) 過度に照明を暗くする、過剰な音量を発生する等、心身の健康状態に支障を来す演出、又は賭博もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画及び実施
- (14) 「本施設 及びその周辺において、当社の顧客及びその他の第三者に迷惑を及ぼす行為
- (15) EXPOITYの指定場所以外における自転車、バイク、自動車等の駐車。なお、本施設には専用の駐車場又は駐輪場の用意はありません。
- (16) 別途当社が定める人員数を超える顧客の動員、及び当社が定める重量を超える機械設備等の設置。
- (17) その他、当社が本施設の諸設備の維持又は保全のために禁止した事項。

第17条（諸官庁への届出）

利用者は、本施設を利用するにあたって、法令に定められた事項について所轄の諸官庁に届出を行い、諸官庁の指示に従うものとします。利用者は、常に届出内容について事前に当社の承諾を受け、且つ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに当社に通知する。

第18条（催事の運営及び警備等）

1. 利用者は、常に善良な管理者の注意を以て本施設を使用し、全て自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備及び催事終了後の原状回復作業を行うものとします。
2. 利用者が本施設を利用するため必要な場内案内、警備等は、全て利用者の責任と費用にて実施するものとします。
3. 利用者は、本施設及びその周辺における顧客の誘導を、当社が指示する方法に従って行い、顧客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないよう常に万全の配慮を講じなければならないものとします。

第19条（諸設備設置の制限）

1. 利用者は、本施設等（以下、「本施設等」といいます。）へ諸設備の設置を希望する場合、利用開始日の2ヶ月前までにその詳細を書面にて当社に申し入れ、当社の承諾を得るものとします。
2. 利用者は、前項の設置に必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行い、原則として当社指定の業者に当該工事を委託するものとし、当社の承諾な他の業者に委託してはならないものとします。

第20条（広告又は看板等の掲示）

1. 利用者が、本施設等に広告又は看板等（以下、「広告物等」といいます。）の掲示を

希望する場合、利用開始日の1ヶ月前までにその詳細を書面にて当社に申し入れ、当社の承諾を得るものとします。

2. 前項の場合、利用者は、掲示場所、掲示の方法、広告料金、支払方法、支払期日その他全て当社の定めに従うものとします。
3. 利用者は、当社に対し、本施設等に設置済み広告物等の取り外しや消除等を要求することはできません。但し、当社が特に許諾した場合は、この限りではありません。
4. 利用者は、本施設等に掲示する広告物等が著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権、所有権等、第三者に帰属する権利(以下、総称して「第三者権利」といいます。)を侵害しないことを、保証するものとします。第三者権利を侵害又はその虞があるとして第三者権利の権利者から当社が警告、通知、訴訟提起等を受けた場合、利用者は自己の費用と責任にて当該権利者に対応し、当社に一切迷惑をかけないものとします。当社に損害が生じた場合、利用者は損害賠償の責めを負うものとします。

第21条（撮影等）

1. 利用者は、本施設等において催事を録画、録音又は撮影(以下、「本件撮影等」といいます。)をする場合、利用開始日の14 日前までに、本件撮影等の目的及び使用機材について当社所定の書面により申請し、当社の承諾を得るものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者は、本件撮影等にあたり、第三者の肖像権、個人情報を侵害しないよう十分に配慮して行うものとし、当社に一切迷惑をかけないように実施するものとします。
3. 本条1項の定めにかかわらず、REDEE外観、又はEXPOCITYの本件撮影等をしようとする場合、利用者は別途EXPOCITY広報に申請し、許可を得るものとします。当社は当該許可申請の代行は行いません。なお、EXPOCITY広報が本件撮影等を許可しないことがあることを、利用者は予め承諾するものとします。
4. 利用者は、本件撮影等により制作した映像、画像(以下、「映像等」といいます。)の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など(以下「放映等」といいます。)を希望する場合、事前にその詳細を当社に届け出、当社の書面による承諾を得るものとします。なお、映像等を二次利用する場合も同様とします。
5. 利用者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、本施設の景観及び広告物の映像に変更、切除その他の改変を加えることはできず、且つ、当社の協力がある旨を表示又は放送して告知するものとします。これらの告知の内容及び方法は、利用者と当社が協議して定めるものとします。
6. 利用者は、当社の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権利を譲渡し、又は放映等を許諾することができるものとします。利用者は当該第三者に本条の定めを遵守させなければならないものとし、当該第三者の故意又は過失に起因して当社に損害が生じた場合、当該第三者に連帯して当社の損害を賠償するものとします。

第22条（当社の承諾を必要とする事項）

利用者は、本契約に別に定めるほか、下記の事項を行う場合、事前にその詳細を書面にて当社に届け出、当社の承諾を得るものとします。

- (1) 第19条に定める広告物等以外のチラシ、パンフレット等その他の宣伝物の配布。なお、有体物、無体物、媒体の形式の如何を問いません。
- (2) 催事のための誘導及び案内係を配置すること。
- (3) 催事のための警備、安全管理体制。

第23条（本契約の譲渡禁止）

利用者は、本契約上の地位、本契約に基づく権利の一部又は全部を第三者に譲渡もしくは転貸等、移転することはできません。民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行日以降も同様とします。

第24条（本施設管理権）

1. 利用者、利用者の顧客、その他利用者に関する第三者（以下、総称して「利用者等」といいます。）が前条の定め違反、又は当社従業員の注意に従わない場合、当社は、当該利用者等を本施設から退場させることができるものとします。
2. 利用者等は、本施設内においても、自己の身体及び財産について自らの責任でこれを管理するものとし、当社は本施設内で生じた盗難、紛失、障害等の損失に対して一切関知せず、利用者はこれに異議を述べないものとします。
3. 利用者は、前2項の定めを利用者等に周知徹底しなければならないものとします。

第25条（付保義務）

利用者は、催事に起因事故等による損害を補填するため、保険会社との間にイベント保険等の損害保険を締結し、利用開始日の14日前までに、保険証書の写しを当社に提出するものとします。但し、当社の書面による事前承諾を受けた場合は、この限りではありません。

第26条（立入権）

1. 当社は、本施設の維持、保安及び管理等のために必要と認めるときは、利用期間内に、いつでも本施設の適宜の場所に立入り、必要な措置を講じることができるものとします。利用者は正当な事由がある場合をのぞき、当社が講じる措置に必要な協力をしなければなりません。
2. 前項の目的のため、利用者は、当社の従業員又は当社が指定する者に対し、利用期間中の特別入場券（パス及びIDなど、名称の如何を問わず、利用者が利用する区域へ当社を自由に出入りさせる物を言う）を当社の要求に応じて当社に交付しなければなりません。

第27条（不可抗力）

1. 天変地変、テロ、計画停電、地震、火災、豪雨、台風、感染症、その他の当社の責に帰すことができない事由等、不可抗力により、利用者が本施設を利用できなくなった場合、本契約は当然に終了するものとします。利用者は、当社に対し損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、顧客その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、当社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとします。
2. 利用期間の前日までに、不可抗力により本契約が終了した場合、当社は利用料金総額を利用者に返金します。

第28条（利用者の損害賠償責任）

1. 利用者、利用者の従業員、顧客、その他利用者の関係者等が、本施設を汚損又は毀損した場合、利用者は当社に対し、原状回復のための費用、その他の当社に生じた費用を当社の損害として賠償するものとします。
2. 利用期間中に顧客その他の第三者に人身事故その他の損害が生じた場合、利用者は、全て自らの責任と費用にて当該顧客らに対し、直接損害を賠償し、謝罪広告の掲載等当社の指示に従い信用回復のための措置をとり、当社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。但し、本施設に起因する場合を除きます。
3. 前項の場合、当社が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、当社は、直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第29条（利用開始前の契約の解約）

1. 第8条に定めるほか、利用者が下記各号のいずれかに該当した場合、当社は利用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解約することができるものとします。解約の通知を発信したときに、本契約は当然に終了するものとします。
 - (1) 利用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - (2) 当社が催事の内容について公序良俗に反すると認められたとき
 - (3) 当社の信用を毀損する行為があったとき
 - (4) 社会的な道徳又は倫理に反する行為があったとき

- (5) 当社の営業方針に反する行為があったとき
 - (6) 利用者が反社会的勢力の構成員又は関係者であることが判明したとき
 - (7) 利用目的が反社会的勢力排除の勢力を誇示する、反社会的勢力の資金を得る目的の催事を行うなど、反社会的勢力を援助及び助長する目的であることが判明したとき
 - (8) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (9) 自ら振出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、又は銀行取消処分を受けたとき
 - (10) 営業を廃止し、又は解散したとき
 - (11) 営業停止処分を受け、又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (12) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの申立をしたとき
 - (13) 経営状態が悪化するなど、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められる事象が生じたとき
 - (14) 催事の内容等により、当社もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じ、又はそのおそれがある場合
 - (15) その他本契約に定める利用者の義務、又は当社が指示した事項に著しく違反したとき
2. 前項に基づき本契約が終了したとき、当社は受領済みの利用料金を一切返還致しません。なお、本契約の終了時に利用料金等の未払いがある場合、利用者は当然に期限の利益を喪失し、本契約の終了時に残存する債務全額を、本契約終了の日を含めて3日以内に当社に一括して支払うものとします。
 3. 前項の定めは、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第30条（利用期間中の契約の解約）

1. 利用者が利用期間中に下記各号のいずれかに該当したときは、当社は利用者に対して、催告なく直ちに本契約を解約することができるものとします。当社が利用者に対して解約通知を発した時に、本契約は当然に終了するものとします。
 - (1) 利用開始時刻に利用を開始しなかったとき
 - (2) 正当な事由なく利用を中止したとき
 - (3) 事由の如何にかかわらず、催事の続行が不可能となったとき
 - (4) 前条1項各号の一に該当したとき
2. 前項に基づき本契約が終了したときの措置は、前条2項及び3項を適用します。
3. 本条の定めに基づき本契約が終了した場合、当社は利用者に対し、日刊紙等の媒体に当社の求める内容の謝罪広告を掲載する等の措置を求めることができるものとします。

第31条（催事終了後の措置）

1. 催事終了後は、21時までに退館すること。ただし、必要に応じて申請し、時間外利用料金を負担することで、退館時間を延長できるものとする。
2. 利用者は、催事終了後、全て利用者の費用にて利用場所に搬入した利用者の設備を搬出し、かつ、利用場所を清掃して原状に回復すること。現状復帰は、申込の際に申請した退館時刻までに必ず完了させるものとします。
3. 利用者が申告した時刻までに原状回復を完了できなかった時は、利用者は、当社に対し、原状回復完了の時点までの超過時間につき時間外利用料金を支払い、このほか当社が被った損害を賠償しなければならないものとします。
4. 現状回復完了後は、必ず当社担当社員立ち合いによる確認作業を行わなければならない。
5. その他身体に危険を及ぼすおそれのある物の残置する等、原状回復に問題(隠れた問題を含む)があり、当社その他の第三者に損害が生じた場合、利用者はその損害を賠償しなければならないものとします。

6. 利用者は、催事終了後の退出時、貸与した名札を全て返却すること。もし紛失した場合、1個につき1万円の弁済金を支払うものとする。

第32条（騒音規制等）

利用者は、本施設を利用するにあたり騒音規制に関する法令等及び当社の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならないものとします。

第33条（非常時における対応）

1. 本施設の利用中に、第27条に定める不可抗力のほか、地震、火災、豪雨、台風、感染症等、その他の非常事態（以下、総称して「非常事態」といいます。）が生じた場合、利用者は催事の続行の可否も含め、当社の指示に従い行動するものとします。
2. 非常事態が生じた場合、利用者は当社に協力して顧客の避難誘導を行うことを、予め承諾するものとします。
3. 非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処するものとします。

第34条（管轄裁判所）

本契約に関連して生ずる紛争を裁判上の紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（個人情報取扱い）

1. 当社は、申込書に記載された利用者の個人情報を、本契約の履行目的の範囲内で使用します。
2. 当社は、前項に基づき取得した個人情報を、当社所定のプライバシーポリシーに基づいて利用します。当社のプライバシーポリシーについて、詳細は当社HPをご参照願います。URL：<https://www.redhorse.co.jp/privacy/>

第36条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の定めにて疑義が生じた場合、利用者が本施設を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意を以て協議のうえ円満に解決するものとします。

制定：2020年3月24日

改訂：2021年7月25日

予告なく変更する場合がありますので予めご了承願います。なお、最新の本規約は当社のWebサイトに掲示致します。本規約の変更後に本施設の利用を申し込まれた場合、利用者は変更後の本規約を承諾したものとみなします。

レッドホースコーポレーション株式会社

REDEE事務所

〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園2-1 EXPOCITY内 Ed棟